

別府市債権管理条例施行規則

平成30年3月30日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、別府市債権管理条例(平成30年別府市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳)

第2条 条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が市の債権の管理上支障がないと認めるときは、その事項の記載を省略することができる。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (3) 債権の金額
- (4) 債権の履行期限
- (5) 債権に係る時効期間
- (6) 督促の状況
- (7) 債権の徴収に係る履歴
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事前協議等)

第3条 課長等は、その所管に属する債権について、条例第8条各号に規定する強制執行等の措置又は条例第14条第1項の規定による放棄を行う必要があると認めるときは、あらかじめ債権管理担当課長と協議するものとする。

2 課長等は、条例第14条第1項の規定による放棄をしようとするときは、市長の決裁を受けなければならない。この場合において、債権管理担当部長に合議するものとする。

(議会への報告)

第4条 条例第14条第2項の規定による議会への報告は、同条第1項の

規定による放棄を行った年度に係る決算を認定に付する議会において行うものとし、報告する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債権の件数及び金額
- (3) 債権を放棄した事由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(別府市会計事務規則の一部改正)

2 別府市会計事務規則（平成16年別府市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第121条中「債務者の住所及び氏名又は名称、債権金額並びに履行期限その他必要な事項を債権管理簿（様式第60号）に記入」を「別府市債権管理条例（平成30年別府市条例第5号）第5条の規定による台帳の整備を」に改める。

第126条第3項に次のただし書を加える。

ただし、債務者が無資力又はこれに近い状態である場合その他特別の事情のある場合は、この限りでない。

別表第5の60の項を次のように改める。

60	削除	
----	----	--

様式第60号を次のように改める。

様式第60号 削除